

平成29年度

事 業 計 画 書

事務局
地域包括支援センター
うみねこ園
地域支え合い体制づくり
生活支援体制整備

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

社会福祉法人女川町社会福祉協議会

平成29年度事業計画

1 基本方針

本会が策定した「第4次女川町地域福祉活動計画」は、女川町が策定した「女川町地域福祉計画」と一体的に推進していくために、「一人ひとりの幸せが地域の支えあいとつながりで実現するまち おながわ」を共通の基本理念としております。

第4次女川町地域福祉活動計画は、地域や住民が主体となり、共に参加し・支えあいながら身近な問題の解決に向け、よりよい地域社会の構築を目指すための4ヶ年の計画です。

計画実施2年目となる本年度は、第4次女川町地域福祉活動計画に定める3つの基本目標において、重点活動とした3つの項目に引き続き取組むことで、住民や地域の『自助・互助・共助』といった地域福祉力を高めていくことを目指します。

2 基本目標

- ①住民同士のつながりを深めます。
- ②地域の福祉力を高めます。
- ③地域での安心できる暮らしを支えます。

3 重点活動

- ①住民交流の場の提供
- ②福祉教育の推進
- ③総合相談体制の充実

4 地域づくりに向けた観点

①個人の課題を地域で受け止められる地域づくり

住民の方が抱える課題を「地域の課題」として、みんなで解決に向けて取り組める地域を目指します。

②個人が抱えている課題の把握

住民の方が抱える「課題」や「不自由さ」を把握できる仕組みづくりに努めます。

③課題を抱えた人を地域の担い手へ

いつもは「助けられる人」も、地域の一員として「地域づくり」へ参加します。

④関係機関や専門職との関わりづくり

地域福祉を進めるために、本会では積極的に情報共有の『場』への参加や「つながり」づくりを広げます。

⑤生活課題を抱えた方との関係性

「よりよい関係を築く」ことは重要なことです。課題を抱える方が自立へ向かうために、まずは専門職として良好な関係づくりに努めます。

⑥のぞましい支援の在り方

「その方にとって」のベストな方法を様々な角度から考え支援します。

事務局

法人の運営にかかる事業	実施活動及び内容
(1)本会の運営に関すること。	①正副会長会議の開催 ②理事会・監事会・評議員会の開催 ③役員等の研修会の実施 ④支部長会議の開催 ⑤福祉サービスに関する苦情解決委員会の開催 ⑥部会の在り方についての検討
(2)会員募集に関すること。	会員（一般・賛助・特別）の加入促進及び増強
(3)地域福祉活動計画の進行管理に関すること。	地域福祉活動計画の進捗管理及び評価の実施
(4)施設の経営に関すること。	①女川町地域活動支援センターうみねこ園の経営 ②女川町地域包括支援センターの運営

基本目標1	住民同士のつながりを深めます
目指す姿	1. 互いに声をかけあえる地域を目指します。 2. 様々なコミュニティへの参画により、互助力の高揚を目指します。
具体的な支援や取組み内容	実施活動及び内容
(1)住民交流の場の提供	①町と協働した地区居住者同士や地域関係者との顔合わせ交流会の実施 ②地域住民が主体となった地区行事や交流機会の支援 ③地域課題（孤食・孤立、当事者やその家族等）に対応した集いの実施に向けた検討 ④ふれあい交流会の開催 ⑤同郷サロン開催に向けた支援
(2)生きがいづくりの場の提供	①生涯学習課等と協働による、生きがいづくり・参加者同士の交流を目的とした講座の開催に向けた支援 ②男性が社会参加できる機会づくりの支援
(3)地域コミュニティの活性化・支援	①地域の実態把握 ②様々な集いの場（サロン等）を開催できるような促し ③独自メニューによる出前講座の開発と展開 ④ボランティアセンター事業の活性化 ⑤ふれあい福祉バス事業の実施
(4)自治組織の立ち上げ支援	①地域づくり計画を用いた地域支援 ②支え合い活動を意識した取り組み
(5)福祉関係団体への支援	福祉関係団体の活動支援（民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・遺族会・ひとり親家庭福祉会）

基本目標 2	地域の福祉力を高めます
目指す姿	<p>1. 個人が抱える課題を地域の課題と捉え、地域の中で支えあう基盤づくりを目指します。</p> <p>2. 様々な世代の住民が協力し、地域での見守りや助けあい活動の広がりを目指します。</p> <p>3. 役割や生きがいを一人ひとりが持つことで、地域の活動力の向上を目指します。</p>
具体的な支援や取組み内容	実施活動及び内容
(1)福祉教育の推進	<p>①学校の総合的な学習及び他教科における福祉学習を意識した幅広い学習への協力</p> <p>②全世代に対応できる福祉プログラムの検討・開発</p> <p>③防災学習とのつながりを意識した福祉学習</p>
(2)人材育成	<p>①地域の中の人材の発掘と把握</p> <p>②地域住民の意識高揚を目的とした取り組み</p> <p>③地区における集いの場の自主活動化に向けた支援</p>
(3)地区座談会の実施	<p>①集いの場を活かした対話文化の醸成</p> <p>②地域の実情に合わせた地区座談会の実施</p>
(4)福祉フォーラム等の開催	多角的なテーマを取り上げた福祉フォーラム等の開催
(5)福祉活動推進員の活動の推進	<p>①福祉活動推進員研修会（情報交換会）の開催</p> <p>②地域住民に対する福祉活動推進員の活動の啓発</p>
(6)助成金制度の周知と活用の促進	<p>①地域復興助成金事業の実施と具体的な取り組み状況の発信</p> <p>②各種助成制度の周知</p>

基本目標 3	地域での安心できる暮らしを支えます
目指す姿	<p>1. 関係機関と連携し住民が気軽に相談できる体制づくりと情報提供の充実を目指します。</p> <p>2. 認知症高齢者や障害を抱えた方など、権利の侵害を受ける恐れのある人々でも、安心してその人らしく暮らせる地域を目指します。</p> <p>3. 一人ひとりのニーズに基づくきめ細やかなサービスの提供を目指します。</p> <p>4. 平時から防災・減災を意識した取組みに、住民が主体的に参加することで、災害時の円滑な支援活動を目指します。</p>
具体的な支援や取組み内容	実施活動及び内容
(1)総合相談体制の充実	<p>①支部長や福祉活動推進員等による相談体制の構築</p> <p>②地域支え合い体制づくり事業におけるここからサブセンターとの連携</p> <p>③関係機関と連携した相談対応や相談会開催の支援</p>
(2)民生委員児童委員との連携と支援	<p>①民生委員活動に関する情報の提供</p> <p>②担当地区毎の要援護者の把握・情報交換・訪問活動への同行</p>

(3)広報活動の充実	①広報紙やホームページを活用した情報発信 ②モニター制度の導入による質の向上を図る
(4)権利擁護への理解の促進	①日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の実施 ②広報紙や集いの場を活用した権利擁護に関する周知
(5)虐待の早期発見と関係機関との連携	①虐待の早期発見と予防に向けた周知 ②関係機関との情報共有
(6)法人後見の充実	成年後見制度における後見業務の実施
(7)生活支援サービスの利用促進	①関係機関との協働による利用者の実態把握を行い、サービスの質の向上を図る ②紙おむつ等助成券支給事業の実施 ③訪問散髪料金助成券支給事業の実施 ④車いす及び福祉車両貸与等事業の実施 ⑤生活支援型配食サービス事業の実施 ⑥救急医療情報キット配布事業の実施
(8)ボランティアや住民の助けあいによる生活支援の展開	①地域での支えあい活動の推進 ②生活課題解決に向けた地区毎の話しあいの場づくり
(9)生活困窮者世帯に対する自立支援	①関係機関との連携強化による、生活困窮者世帯の早期発見 ②個々の状況下にあわせた支援 ③生活福祉資金や生活安定資金貸付制度による支援 ④緊急一時援護費の支給（生活援護費・災害見舞金） ⑤生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業の職場体験への協力
(10)防災学習の推進	地域住民と共に地域支え合いマップを作成し、要援護者の情報を共有する
(11)災害ボランティアセンター運営体制の見直し	震災時対応の検証結果を平時の組織内部体制の見直しへつなぐ

その他地域福祉の事業・活動	実施活動及び内容
(1)共同募金事業への協力	①共同募金運動（赤い羽根運動募金）への協力 ②共同募金委員会への支援
(2)その他、各種分野への取り組み	①介護保険事業における生活支援体制整備事業との連携 ②高齢者・障害者等の地域活動支援に向けた事業所等との連携 ③特別支援学校女川高等学園・特別養護老人ホームおながわ・きらら女川との相互支援

平成29年度 事務局行事予定表

月	事業・取組み	月	事業・取組み
4月		10月	赤い羽根募金運動の開始 地域福祉活動計画の進捗管理についての理事会 ふれあい交流会(出島・寺間) ふれあい交流会(江島)
5月	一般会費納入依頼月間 監事会 理事会 支部長会議	11月	ボランティア講座
6月	評議員会 理事会 ふれあい交流会(一小学区) ふれあい交流会(二小学区)	12月	福祉活動推進員研修会
7月	賛助・特別会費納入依頼月間 ふれあい交流会(五部浦) ふれあい交流会(北浦)	1月	
8月	福祉活動推進員研修会	2月	地域福祉活動計画の進捗管理についての理事会 支部長会議
9月	ふれあい交流会(全町)	3月	理事会 評議員会
通年 随時	社協だよりの発行と情報発信 地域住民が主体となった地区行事や交流機会の支援 地区座談会の実施 ボランティアセンターの運営 福祉教育の実践 生活支援サービスの利用の促進 地域包括支援センター事業を通した地域づくりの推進 地域活動支援センター事業を通した地域交流の促進 支え合い体制づくり事業のサブセンター事業を通した地域活動の推進 介護保険事業における生活支援体制整備事業との連携		

女川町地域包括支援センター

1 女川町地域包括支援センターの方針

平成27年4月の介護保険制度改革に伴い、本町においては、平成29年4月から予防給付の介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業へ移行となります。

しかし、すべて地域の生活基盤が整備されたわけではないため、従来の介護予防事業を行いながら、新介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の目的とする状態の程度によらず住民同士のつながりや地域での居場所、集いの場などの地域づくりや、住民主体の活動が介護予防につながるという意識の中で、地域資源の開発や事業展開が必要となります。

包括的支援事業における地域包括支援センターの運営については、総合相談事業を進めながら個別支援への対応を行うための地域ケア会議を実施し、高齢者全般の課題やニーズを捉えた地域支援へつなげていくことができるよう取組んでいきます。特に平成29年度においては仮設住宅から恒久住宅への異動が大きく、新たなコミュニティ形成や個人の生活環境の変化に伴う課題などが増えることも想定され、より丁寧に自立に向けた対応ができるようにしていきます。

認知症施策の推進については、引き続き重点活動と位置付け、「認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける」ことができる町を目指し、認知症を理解するための啓発、認知症高齢者の早期受診・早期対応ができるような相談体制づくりや当事者や家族の居場所づくりに努めています。

また、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを適切に組み合わせて提供する体制「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、社会福祉協議会が行う地域福祉活動や地域支援・生活支援活動と協働し効率的・効果的に事業展開を行います。

かつ、地域の被保険者の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な相談援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業を一体的に実施します。

2 基本的な考え方及び理念

（1）地域包括ケアの推進

仮設期から復興期の実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、保健・医療・福祉サービスのみならず、近隣住民の助け合い等の地域力を含めたあらゆる社会資源と連携を図り、地域包括ケア推進のため積極的に取組みます。

（2）専門職によるチームアプローチ、関係者との連携

地域包括支援センターは、保健師及び保健師に準ずる者（以下「保健師等」といいます。）、社会福祉士及び社会福祉士に準ずる者（以下「社会福祉士等」といいます。）並びに主任介護支援専門員を配置し、これら専門職が専門性を活用しながら相互に連携協働する「チームアプローチ」を実践し、困難事例や地域課題に対応します。

さらに、地域の医療、保健、福祉の専門職、民生委員、自治会・町内会、支え合い体制事業所、社会福祉協議会、ボランティア等の関係者との連携を図りながら活動します。

(3) 公正性、中立性の確保

地域包括支援センターは、保険者機能を補完する「公共的な機関」であることを認識するとともに、その運営に関する費用は、保険料や国、県、市の公費により賄われていることを十分に理解し、公正かつ中立性の高い事業運営を確保します。

4 業務の実施方針

(1) 基本的事項

ア 年間事業計画の策定

地域包括支援センターは、後に示す重点的に取り組むべき事項をもとに、年間事業計画を策定します。

イ 職員の姿勢

地域包括支援センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重しつつ、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が継続できるよう社会資源を調整しながら支援することを念頭において業務を遂行することに努めます。特に、意思表示が不得手な高齢者の支援にあたっては、周囲の要求に安易に迎合することなく、その高齢者の代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努めます。

ウ きめ細かな相談、支援、記録の実施

地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口であり、様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対しては、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談、支援を実施します。また、継続性を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

エ 職員のスキルアップ

地域包括支援センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、スキルアップに努めます。

オ 行政機関等との連携強化

①地域包括支援センターの業務は多岐に渡り、町の関係部署や保健所、社会福祉協議会、また震災後の健康・生活のサポート機関等公的機関等と密接に関係しています。
支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図ります。

②地域包括支援センター運営協議会

地域の医療、介護、福祉、保健の関係機関や被保険者及び介護者等、関係部署が参加し、地域包括支援センターが公正性、中立性をもって適正に運営されているか等について協議を行います。また、事業の進捗状況を報告し、評価します。

③地区民協定例会

相談協力員である民生委員児童委員との情報交換等を行うため、相談協力員研修を民協定例会に併せて実施します。

④地域との連携

地区座談会など、地域との連携において必要な協議の場に参加し協力関係を深めます。

カ 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るため、広報誌やチラシ等の配布、介護予防事業開催等を通じて広報活動を行います。さらに、実施可能な出前講座のメニューを担当部署に示し、より多くの住民に対しての

啓発を行います。

キ 法令の遵守

地域包括支援センターの運営等にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

ク 個人情報の保護

地域包括支援センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については、個人情報保護法に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底します。

ケ 苦情対応

地域包括支援センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業業務

【一般介護予防事業】

ア 介護予防普及啓発事業

活動的な高齢者を対象として、生きがいを持ちながら地域の中で自立した生活を送ることができるよう努めます。また、住民自身による活動ができるような支援や活動を支える人材の発掘・育成を老人クラブや福祉活動推進員等を中心に行い、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者への生活支援の担い手としての社会参加につなげることができます。介護予防事業の推進と普及啓発に力を入れていきます。

また、個人それぞれの身体機能で地域の中で自立した生活が送れるように、専門職による助言や指導が行える機会を積極的に作ります。

○包括支援センターだよりの発行（月1回。おながわ広報紙面活用）

○介護予防普及・啓発パンフレット等の作成、配布

○地域遊びリテーションの実施（在宅エリア18か所、仮設エリア3か所、新行政区での実施）

○ふまねっとの実施（在宅エリア8か所、仮設エリア1か所、新行政区での実施）

○福筋クラブの開催（2か所・月1回）

○包括出前いきいき講座（随時。地区からの要請に対応）

○体力測定＆げんきあっぷ教室（新規の取組み。対象：老人クラブ及び一般高齢者）

イ 地域介護予防活動支援事業

○介護予防サポーター育成「ぴんぴん元気推進塾」の実施（4回シリーズ）

※平成28年度の修了生を対象としたステップアップ講座も行う。

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

○福祉用具・住宅改修等支援事業（すまいの個別相談）

リハビリ職員による生活環境の変化への対応（てすりの設置等の助言）

(3) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業業務

【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）】

ア 介護予防ケアマネジメント事業

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や何らかの支援を必要とする高齢者の実態を把握し、単にサービス提供するだけではなくその方が持つ知識・能力を活かした社会参加ができるような介護予防活動へつなげていきます。

イ 総合相談・支援事業

○地域におけるネットワークの構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員、自治会・町内会等の地域の方々など、様々な関係者とのネットワークの構築に努めます。また、継続的な支援を要する高齢者については、心身の状況の変化等に合わせて適切に対応するよう、関係者と連携や情報共有を図りながら、状況の把握や支援を行います。

○実態把握

町からの情報やネットワークを活用し、高齢者本人、家族、民生委員、医療機関、介護サービス事業者等、様々な機関や関係者と連携しながら、訪問や電話等の手段を用いて支援を要する高齢者を把握します。また、必要に応じて適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。

○総合相談業務

高齢者、家族、近隣住民、民生委員等の地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行います。特に新総合支援事業の利用の仕方などについても説明し、必要な方に利用いただき、介護状態への予防を促していきます。また、専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで、適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。

保健福祉サービスの代行申請等の便宜を図るとともに、当該高齢者等の現状把握を行うとともに、個別ニーズから新たなサービスや仕組み作りの協議・検討を関係機関と行い、地域支援・地域福祉活動へつなげられるような組織的な取組みを行います。

ウ 権利擁護事業

権利侵害行為の対象となっている方や認知症などで権利侵害の対象になりやすい方、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある方等に対して、高齢者虐待や消費者被害に関する対応や予防活動、成年後見制度に関する相談対応や利用支援を行います。また、司法書士女川事務所と連携し初期相談対応や権利擁護事業の普及・啓発活動を継続して取組んで行きます。

○高齢者虐待の予防活動及び早期発見

高齢者虐待を予防する取組みとして、医療、保健、介護、福祉関係者だけでなく、多くの町民に高齢者虐待防止に対する理解を深めてもらうために、町と連携しながら、高齢者虐待の実態や通報義務等の対応について啓発活動に努めます。また、高齢者虐待に関する通報や相談について的確に町に通報し、チームアプローチを実践し、連携しながら高齢者虐待の早期発見及び早期対応の防止のため、介護サービス等の導入支援や見守り等を行い、改善が見られない場合や生命の危険性が高い場合には、必要な措置を講ずるよう、町に要請します。

○成年後見制度等の利用促進

認知症高齢者の増加や独居高齢者、夫婦高齢者世帯の増加により、身上監護及び財産管理等に関する支援の必要性が高まっていることから、地域包括支援センターは、権利擁護を推進するため、成年後見制度や財産管理等について周知し啓発をするとともに、相談の内容に応じて各種制度の説明や関係団体の案内等を行い、利用の支援を行ります。

また、虐待（自己放任を含む）等の理由により財産に関する権利侵害等が発生している事案については、状況に応じて、社会福祉協議会法人後見の支援を促したり、成年後見制度の町長申立て等を町に要請したりします。

○消費者被害への相談支援

高齢者を狙った消費者被害から高齢者を守るために、民生委員、介護サービス事業者、近隣住民等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。さらに、関係機関との連携を図り、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるため、個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう、介護支援専門員との情報交換や多職種との連携・協働を図り地域の基盤整備に努めます。また、介護支援専門員の技術向上のための日常的個別指導・支援困難事例等への指導・助言を行います。

【任意事業】

ア 家族介護支援事業

介護にあたっている家族等の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための相談ができる機会をつくります。

○高齢者にやさしいまちなか相談会（介護者相談会）

（実施：奇数月 15 日、会場、まちなか交流館）

イ その他の事業

○認知症サポーター養成講座

認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護する家族だけではなく地域住民も認知症そのものに対する理解が必要となります。そのため、認知症に関する正しい理解や認知症の方に対する接し方を身につけた認知症サポーターの育成を図ります。また、地域の中の人材育成については事務局と協働し、地区的老人クラブや小学校への福祉教育活動と一体的に取組んでいきます。

（4） 包括的支援事業（社会保障充実分）

【認知症地域支援・ケア向上事業】

認知症施策の推進にあたっては本所内に配置されている「認知症地域支援推進員」を中心とし、①認知症の早期発見・早期対応、②地域での生活を支える医療・介護サービスの構築・連携、③地域での日常生活・家族支援の強化、を進めていくため地区を定めて認知症支援事業を総合的に展開していきます。

○物忘れよろず相談所「ほっとカフェ」の実施

認知症の方とその家族・地域住民（認知症サポーター）・専門家が集うサロンを開催し、経験談や情報交換・ストレスを発散することで、家族介護の負担軽減等を図り、また、認知症になっても地域で気軽に集える場を持つこができるこを目指します。

○「（仮称）認サポミニ劇団」活動支援

サポーター養成講座を受講した団体が地域の中で「認知症」についての普及啓発が行えるように支援します。また、その活動を通して地域支援のネットワークが構築できるようにします。（※宮ヶ崎地区老人クラブサポーター活動）

○ケアパスの作成

認知症の方やその家族との対話を通じてニーズ等を把握します。把握したニーズをもとに、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れを示す「認知症ケアパス」を作成し、認知症に関する相談や住民向け講演会等で活用します。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域ケア会議として位置づけられている支え合い体制づくり事業でのサブセンターエリア会議等を活用し多職種との連携を図りながら、個別支援と地域に対するかかわりを相互に作用させ住民課題や地域課題の解決に努めています。また、社協が実施する地区座談会も活用しながら地域の実態を把握し、課題解決に取組めるようにしていきます。

○地域包括支援センター相談協力員との連携・研修

○こころとからだとくらしの相談センター関係業務

(6) 指定介護予防支援業務および新予防給付・日常生活支援総合事業

総合事業への移行が29年度より始まりますが、段階的に進められることから、現行の介護予防給付によるサービス利用を不安なく継続し利用できるように丁寧に対応していきます。また、新総合事業への移行が図られた後もサービスを受けながら、高齢者が自分らしい生活を送ることができるよう支援していきます。

○要支援1および要支援2の方に対する介護サービス利用のためのケアプラン作成・ケアマネジメント業務の実施

○基本チェックリストの結果要介護状態になるおそれのある方へのケアプラン作成・ケアマネジメントの実施

(7) その他業務

○地域包括支援センター運営協議会への報告・説明

○高齢者福祉に係る調査等に関する業務

女川町地域活動支援センターうみねこ園

1 目的

障害者又は障害児に対し、通所により創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「一人ひとりの幸せが地域の支えあいとつながりで実現するまちおながわ」さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう常に、地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

3 事業内容

(1) 基礎的事業

項目	目的	内容
地域活動支援センター 基礎的事業 ・創作的活動 ・生産活動の機会を提供 ・社会との交流促進	社会との交流を促進させることによって、障害者等の自立促進と社会参加を図る。	体力づくり レクリエーション 調理実習・創作活動 陶芸・地域交流 販売活動（ゴミ袋等） 農耕・園外活動
送迎支援	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	自宅から地域活動支援センターまでの送迎支援

(2) その他の事業及び活動内容

①家族支援

利用者及び保護者（親等）の高齢化に伴うさまざまな問題に対し、きめ細やかな支援及び一人ひとりの声を必要な時に必要な場所につなぐことを重点的に行います。

- ア 保護者懇談会の開催
- イ 保護者向け情報提供および研修会の開催（成年後見制度の理解等）
- ウ 相談受付
- エ 親子交流会の開催
- オ 家庭訪問
- カ 写真入り連絡帳の作成

②啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りを目指します。

- ア 社協だよりへの掲載
- イ ブログの更新
- ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発

③地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためにには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

- ア 福祉教育の一環として小学生との交流
- イ アトム通貨ありがとう制作（町内の事業所の協力のもと新聞の古紙で新聞バッグをつくり1枚作成した対価として10馬力をいただき、それを使って地域の商店街で買い物や昼食会をすることにより、日中活動の充実と地域交流を目的としています。）
- ウ イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンへの参加（毎月11日のイオン・デーに実施している「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」は、お客様がレジ精算時に受け取った黄色いレシートを地域の登録ボランティア団体名が書いてある店内に備え付けの投函ボックスに投函していただくことで、レシート合計の1%分の品物を各団体へ寄贈されるというものです。このキャンペーンに当センターも登録しています。女川町民のお客様も多いために、このキャンペーンに登録することで、当センターの活動の理解につながることを目的としています。）
- エ 町内行事や地区行事等各イベントへの参加
- オ ボランティアとの交流

4 年間事業計画表

月	行事内容	相談・家族支援等	職員内部研修等
4月	お花見・陶芸・お誕生会 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン贈呈式出席		個別支援会議 部署定例会議
5月	ミニ運動会・陶芸 クッキング	家庭訪問	部署定例会議
6月	収穫祭・避難訓練（地震・津波） お誕生会		部署定例会議 避難訓練
7月	七夕会・陶芸 クッキング	保護者懇談会	個別支援会議 部署定例会議
8月	ミニ夏祭り・陶芸 お誕生会		個別支援会議 部署定例会議
9月	芋煮会・陶芸		事業評価会議 部署定例会議
10月	体力づくり月間(フロアホッケー等) 陶芸		急病・ケガ発生時想定訓練 部署定例会議
11月	親子交流会・避難訓練（火災） 陶芸・お誕生会 クッキング	保護者懇談会 親子交流会	個別支援会議 避難訓練 部署定例会議
12月	クリスマス会・陶芸 お誕生会		部署定例会議
1月	新年を祝う会・陶芸 お誕生会		送迎時事故発生想定訓練 部署定例会議
2月	節分 クッキング	保護者懇談会	事業評価会議 事業計画会議 部署定例会議
3月	ひなまつり会		個別支援会議 部署定例会議

女川町日中一時支援事業

1 目的

障害者及び障害児を一時的に預かることで、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的とします。

2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町及び学校、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「一人ひとりの幸せが地域の支えあいとつながりで実現するまちおながわ」さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう常に、地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

3 事業内容

(1) 基礎的事業

項目	目的	内容
日中一時支援事業	障害者等の日常的な訓練を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図る。	創作活動・レクリエーション・園外活動・季節ごとの行事など、一人ひとりにあった支援
送迎支援	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	障害児等においては、学校から事業所まで及び活動後は自宅までの送迎支援

(2) 障害児支援

- ①個別支援計画を作成し、計画に基づき支援していきます。
- ②常に孤立した支援になることなく、保育所、学校、保護者等と連携を密にして支援していきます。

(3) その他の事業及び活動内容

①家族支援

利用者及び保護者のさまざまな問題に対し、きめ細やかな支援を行います。

ア 保護者懇談会の開催

イ 保護者向け情報提供および研修会や保護者同士の交流を目的とした事業の開催

ウ 相談支援

エ 写真入り連絡帳の作成

②啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りを目指します。

ア 社協だよりへの掲載

イ ブログの更新

ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発

③地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためにには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

4 年間事業計画表

月	行事内容	相談・家族支援等	職員内部研修等
4月	お花見	保護者懇談会	個別支援会議 部署定例会議
5月	ミニ遠足		部署定例会議
6月	収穫祭 避難訓練（地震・津波）		部署定例会議 避難訓練
7月	七夕会 クッキング		個別支援会議 部署定例会議
8月	ミニ夏祭り		個別支援会議 部署定例会議
9月	芋煮会	保護者懇談会	事業評価会議 部署定例会議
10月	体力づくり月間（フロアホッケー等） 陶芸		急病・ケガ発生時想定訓練 部署定例会議
11月	親子交流会 避難訓練（火災）		個別支援会議 避難訓練 部署定例会議
12月	クリスマス会		部署定例会議
1月	新年を祝う会 お誕生会		送迎時事故発生想定訓練 部署定例会議
2月	節分 クッキング	保護者懇談会	事業評価会議 事業計画会議 部署定例会議
3月	ひなまつり会		個別支援会議 部署定例会議

こころとからだとくらしの相談サブセンター

1 目的 東日本大震災により被災し、居宅、仮設住宅等で生活する町民の心身に対する健康支援及び生活支援を行い、町民の健康増進若しくは回復又は町民同士の絆の再構築を図る。

町民がからだもこころも健康を維持し生活できる

- ◎こころのケアを実践する（人と人がつながる、居場所づくり）
- ◎地域住民どうし支えあう体制をつくる（地域住民がつながる）
- ◎保健医療福祉の支援が必要な人を必要なサービスにつなげる

2 サブセンター活動内容

- (1) 見守り活動（仮設住宅・災害公営住宅・在宅）
- (2) 住民による地域づくり活動の企画・運営の支援
- (3) こころとからだの相談窓口
- (4) 要支援者の把握とつなぎ
- (5) 家庭訪問
- (6) 暮らしと健康に関する情報提供
- (7) 担当自治会・地域活動組織等との連携

3 担当地区・エリア

(1) サブセンターナー名：運動公園住宅

担当 エリア：多目的仮設、野球場仮設、大原北、旭が丘、宮ヶ崎、石浜、
大原南、女川北、女川南、高白、横浦、大石原、野々浜、
飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、
指ヶ浜、出島、寺間、江島

(2) サブセンターナー名：石巻バイパス仮設集会所

担当 エリア：石巻バイパス仮設、蟹田仮設、内田仮設

生活支援体制整備事業

1 目的 生活支援体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、社協を中心となって、生活支援等サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

2 内容 ①生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくため、日常生活圏域を中心に生活支援コーディネーターを配置し次の業務を実施する。

- (1) 地域資源の開発
- (2) ネットワークの構築
- (3) ニーズとサービスのマッチング
- (4) サービス及び支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務
- (5) その他業務の実施に関し必要な業務

②協議体の設置及び運営

生活支援等サービスの提供主体同士が、情報を共有し、連携強化を図るための場となる協議体を設置及び運営し次の業務を実施する。

- (1) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進に関すること。
- (2) 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けての企画、立案及び方針策定に関すること。
- (3) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (4) 情報交換の場及び働きかけの場の整備に関すること。
- (5) その他業務の実施に関し必要な業務に関すること。

3 担当地区・エリア

(1) 担当エリア名：旧1小学区

担当エリア：大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上三、上四、上五、西、小乗浜

(2) 担当エリア名：旧2小学区

担当エリア：高白浜、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川南、女川北、大原南、大原北、清水、宮ヶ崎、石浜、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島

第一層

施策資源開発を

目的とした協議体
を行う者



- ・社協
- ・包括支援センター
- ・元気村
- ・永楽会
- ・健康福祉課
- ・医療センターなど



女川町社会福祉協議会 資源開発の専門部会

【(仮称) 生活支援部会】

- ・商工会・ビホロ・きらら女川・
コミュニケーションスペース「うみねこ」・みらい創造・
復興まちづくり女川合同会社・カタリバ・
ボランティア友の会・婦人会・健康福祉課など

【(仮称) 介護予防部会】

- ・歯科医・薬剤師・食改・生涯学習課・特養「おながわ」・
医療 C, CM・ばんぶきん実務者・健生実務者・保健 C・
地域連携室・ゆぽっぽ・健康福祉課など

全地区



生活支援コーディネーター



第二層

社会資源を活用した協議体
(学区にとらわれない生活圏域に合わせた開催)
構成：関係機関や店舗・事業所など

- ・元気村
- ・コンビニ
- ・医療センター

旧1小学区



第三層

生活支援コーディネーター



旧2小学区



生活支援コーディネーター



『地区座談会』
住民ニーズ等把握の場